



プレスリリース

令和7年11月21日

事務処理手順の誤りによる個人情報の流出について

港区の自転車損害賠償保険加入促進事業において、電子申請を利用した一部の利用者の申請履歴に、一定期間、他人の申請情報が表示されていたことが判明しました。

区は、再発防止に向け、個人情報の取扱いについて厳正を期すとともに、再発防止策を徹底し、区民の皆さまの信頼回復に努めてまいります。

1 経緯等

令和7年11月15日（土曜）、令和6年度に自転車損害賠償保険加入促進事業を申請した方から区へ、自分の申請履歴に他人の申請情報が表示されていると連絡がありました。

確認したところ、令和6年度の自転車損害賠償保険加入促進事業の申請のうち、18件の履歴について、令和6年9月2日（月曜）から他人の申請情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス）が表示される状態になっていたことが分かりました。

区では、令和7年11月17日（月曜）に、誤った表示を非表示にする対応を行うとともに、現在、該当する申請者の皆様に個別に連絡し、謝罪を行っています。

2 原因

職員が、自転車損害賠償保険加入促進事業の申請情報をシステムからダウンロードし、必要な作業を行ったあと、事務処理手順を誤り、本来は不要なアップロードを行ったことが原因でした。

3 再発防止策

区は、今後このような誤りを起こさないために、電子申請の処理に係る操作マニュアルを再点検し、職員に対して操作手順の遵守を徹底するよう指導しました。

また、個人情報の取扱いに関する研修を実施して、個人情報の重要性を再認識させることで、再発防止に努めてまいります。